

## 事業活動温暖化対策部会の設置について

### 1 趣旨

- 県は、2010（平成 22）年度から、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（以下「条例」という。）に基づき、「事業活動温暖化対策計画書制度」（以下「計画書制度\*」という。）を運用し、温室効果ガスの排出削減に関する事業者の自主的な取組を促進してきた。
- 一方、事業活動からの温室効果ガス排出量（産業部門、業務部門及び運輸部門）は、県全体の排出量の 8 割を占めており、2050 年脱炭素社会の実現に向けて、更に排出削減を進めていくことが重要である。
- 今年度、県は、脱炭素化に向けた総合的な対策の検討を進めているところだが、脱炭素社会の実現に向けて、事業活動の排出削減をさらに促進するためには、事業者の脱炭素の取組を「評価・見える化」することが有効であると考えている。
- 事業者の取組を適切に「評価・見える化」するためには、計画書制度を活用する必要があると考えられることから、今後、計画書制度のあり方を含め、「評価・見える化」する仕組み等を検討したい。
- こうした仕組みの内容によっては、条例に影響することも考えられるため、この検討に当たっては、有識者から専門的な見地から御意見を頂きながら、効率的かつ効果的な審議を行う必要があることから、環境審議会内に部会を新設したい。

#### 〈参考〉計画書制度の概要

- ・ 条例に基づき、大規模排出事業者\*に対して、温室効果ガスの排出削減に関する計画書及び報告書の提出を義務付け、県がその内容を公表することで、事業者の自主的な取組を促す制度
  - \* 原油換算エネルギー使用量が 1,500kL/年以上又は自動車の所有台数 100 台以上の事業者（約 520 者）  
上記規模に該当しない中小規模事業者も計画書等の任意提出が可能だが、提出件数は 0 件
- ・ 横浜市及び川崎市も同等の計画書制度を市条例により運用しており、両市域内のみで活動する事業者は、県の計画書制度の対象外（県条例が適用除外）

### 2 事業活動温暖化対策部会の設置

- 計画書制度のあり方を含め、事業者の脱炭素の取組を適切に「評価・見える化」する仕組み等について、効率的かつ効果的な審議を行うため、「事業活動温暖化対策部会」（以下「部会」という。）を設置する。
- 部会員の任期は、計画書制度の見直しに関する審議が終了するまでとする。
- 部会員は 5 名程度とし、地球温暖化対策、経済対策等の観点での審議が必要となるため、審議会委員のほか、外部から新たな委員の選任も検討する。

### 3 神奈川県環境審議会の部会の設置及び運営に関する要綱の改正

- 第 1 条の表中に「事業活動温暖化対策部会」を加える。
- 第 3 条ただし書きに部会員の任期を加える。

#### 4 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月 審議会に部会設置を報告

令和5年3月～ 審議会委員（部会員）の委嘱  
部会員への計画書制度の事前説明等

令和5年7月 部会で審議（1回目）

9月 部会で審議（2回目）

11月 部会で審議（3回目）

令和6年1月 部会で審議（4回目）

※ 部会での審議結果等については、審議会及び県議会に適宜報告等を行う。

# 資料 5 (別添)

## 神奈川県環境審議会の部会の設置及び運営に関する要綱

### (設置)

第1条 神奈川県環境審議会条例(平成6年神奈川県条例第28号)第6条の規定に基づき、神奈川県環境審議会に次のとおり部会を設置し、所管事項について審議できるものとする。ただし、これらについて審議する附属機関等が別にある場合は、この限りではない。

| 名 称                | 人 数         | 所 管 事 項   |
|--------------------|-------------|---|
| 環境基本計画部会           | 10人程度       | 環境基本計画及び関連する環境関係の<br>主な計画の策定・見直しに関する事<br>環境基本計画及び関連する環境関係の<br>主な計画の進捗状況点検に関する事<br>環境基本計画及び関連する環境関係の<br>主な計画の推進の方向性に関する事 |
| <u>事業活動温暖化対策部会</u> | <u>5人程度</u> | <u>事業活動温暖化対策計画書制度の見直しに関する事</u>  |

### (会議)

第2条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

### (任期)

第3条 部会員の任期は、2年とする。ただし、事業活動温暖化対策部会員の任期は、当該所管事項に関する審議が終了するまでとする。

### (部会長への委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成10年3月30日より施行する。
- 2 神奈川県環境審議会の部会の設置及び運営に関する要綱(平成8年3月27日環境審議会決定)は廃止する。
- 3 第3条の規定に関わらず、最初の部会員の任期は平成10年3月30日から平成10年7月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月21日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月24日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月26日より施行する。